

○ 埼玉大学電気電子物理工学科におけるレポートに関する規則

2021年9月24日

(レポートの不正行為の扱いについて)

**第1条** 不正行為と認定されたレポートは0点とする。

2 前項に規定する「不正行為」には「剽窃」「盗用」「改竄」「捏造」「著作権法違反」を含む。

3 前項の「剽窃」には一般的な概念の他、特に「他者のレポートを参考にして記述すること」「他者に剽窃の元となるレポートを提供すること」を含む。

4 第2項の「盗用」には一般的な概念の他、特に「他者のレポートの一部または全てを複製し、自分のものとする」「他者に盗用の元となるレポートを提供すること」を含む。

5 第2項の「著作権法違反」には「出典を明示せずに他の著作物から引用、複製すること」を含む。

6 レポートにおける不正行為が認定された場合、試験に不正行為があったものとして国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則により罰則が適用される場合がある。

7 本条に定めた内容以外の罰則を適用する場合は各科目の初回授業時またはレポートの出題時に明示する。

(レポートの提出について)

**第2条** 提出期限を過ぎたレポートは受理しない。

2 受講者はレポートの提出方法について事前に確認し、オンライン提出等の場合は実際の通信環境および作業環境で提出の試行を行って支障が無いことを確認しておかなければならない。

3 受講者はオンラインでレポートを提出した際には提出したオンライン上のファイルを手元に

ダウンロードして意図したファイルが提出されているかを確認し、誤りがあれば直ちに適切なファイルを再提出しなければならない。

4 レポートの再提出は提出期限内でのみ受理する。前項の確認をする時間も含め、受講者は時間に余裕を持ってレポートを提出しなければならない。

5 受講者が印刷物のレポートを直接学内で提出する際は交通機関の遅延等による止むを得ない事由により期限を過ぎて提出しなければならない場合は、交通機関の遅延証明書等の添付により受理する場合がある。

#### 附則

この規則は2021年9月24日から施行する。